

			式等」
	第六十六条の八第三項第二号及び第三号	第一項の	「特定外国信託の直接及び間接保有の受益権」
第六十六条の八第四項	前項又は第六十八条の九十二第三項	第六十六条の九の四第一項の	第六十六条の九の四第一項の
第一項の	第六十六条の九の四第一項の	第六十六条の九の四第一項の	第六十六条の九の四第一項の
第六十六条の九の四第一項の	第六十六条の九の四第二項において準用する第六十六条の八第三項又は第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九十二第三項	第六十六条の九の四第一項の	第六十六条の九の四第一項の

前項の	同条第二項において準用する第六十六条の八第三項の
同条第三項	第六十八条の九十三の四第二項において準用する第六十八条の九
第六十六条の八第五項	第一項
第六十六条の八第六項	第六十八条の九十三の四第一項
第一項	第六十六条の九の四第一項
第六十六条の九の四第一項	第六十六条の九の四第一項
前項	第六十六条の九の四第一項において準用する第六十六条の八第五項

3 第六十六条の八第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた内国法人の同項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。

第六十六条の九の五 内国法人が第六十六条の九の二第一項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定

に関する事項、第六十六条の九の三第一項の規定により内国法人が納付したとみなされる控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るものとの処理その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の十第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「鉱工業技術研究組合法」の下に「（昭和三十六年法律第八十一号）」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第六十六条の十一第一項第三号中「本州四国連絡橋公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

第六十六条の十二第一項中「次に掲げる事業年度」を「第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として政令で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第十七条第二項又は第三項」を「第十七条第一項又は第二項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「第十七条第二項に」を「第十七条第一項に」に、「第十七条第三項」を「第十七条

第二項」に改める。

第六十七条の三第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十一及び第六十七条の十二を削り、第六十七条の十三を第六十七条の十一とし、同条の次に次の二条を加える。

(組合事業に係る損失がある場合の課税の特例)

第六十七条の十二 法人が特定組合員（組合契約に係る組合員（これに類する者で政令で定めるものを含むものとし、匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資をする者及びその者の当該匿名組合契約等に係る地位の承継をする者とする。以下この項及び第四項において同じ。）のうち、組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に関する業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自ら執行する組合員その他の政令で定める組合員以外のものをいう。第四項において同じ。）に該当する場合で、かつ、その組合契約に係る組合事業につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産（匿名組合契約等にあつては、組合事業に係る財産）の価額とされている場合その他の政令で定める場合には、当該法人

の当該事業年度の組合損失額（当該法人の当該組合事業による損失の額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該法人の当該組合事業に係る出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額（当該組合事業が実質的に欠損とならないと見込まれるものとして政令で定める場合に該当する場合には、当該組合損失額）に相当する金額（第三項第四号において「組合損失超過額」という。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合損失超過合計額を有する場合には、当該組合損失超過合計額のうち当該事業年度の当該法人の組合事業（当該組合損失超過合計額に係るものに限る。）による利益の額として政令で定める金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 組合契約 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約及び投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約並びに外国におけるこれらに類する契約（政

令で定めるものを含む。）並びに匿名組合契約等をいう。

二 匿名組合契約等 匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）及び外国におけるこれに類する契約をいう。

三 組合事業 組合契約に基づいて営まれる事業（匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者の事業であつて当該匿名組合契約等の目的であるもの）をいう。

四 組合損失超過合計額 前項の法人の当該事業年度の直前の事業年度（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度。以下この号において「前事業年度等」という。）以前の各事業年度における組合損失超過額（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、第六十八条の百五の二第一項に規定する連結組合損失超過額）のうち、当該組合損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度。以下この号において「適用年度」という。）から前事業年度等まで連續して法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下この号において「確定申告書」という。）の提出（前事業年度等までの連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十

一号の三に規定する連結確定申告書（以下この号において「連結確定申告書」という。）の提出）を  
している場合（適用年度が前事業年度等である場合には、当該適用年度の確定申告書の提出（当該適  
用年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定  
申告書の提出）をしている場合）における当該組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額  
(前項の規定により前事業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額  
(第六十八条の百五の二第二項の規定により前事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の  
計算上損金の額に算入された金額を含む。)がある場合には、これらの損金の額に算入された金額を  
控除した金額)をいう。

4 前項に定めるもののほか、法人が自己を合併法人とする適格合併により特定組合員に該当する被合併  
法人の組合契約に係る組合員たる地位の承継をした場合における第一項の規定の適用に関する事項その  
他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十三 有限责任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限责任事業組合契約を  
締結している組合員である法人の当該事業年度の組合事業（当該有限责任事業組合契約に基づいて営ま

れる事業をいう。以下この条において同じ。)による損失の額として政令で定める金額が当該法人の当該組合事業に係る出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額(第三項において「組合損失超過額」という。)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合損失超過合計額を有する場合には、当該組合損失超過合計額のうち当該事業年度の当該法人の組合事業(当該組合損失超過合計額に係るものに限る。)による利益の額として政令で定める金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前項に規定する組合損失超過合計額とは、当該法人の当該事業年度の直前の事業年度(連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。)以前の各事業年度における組合損失超過額(連結事業年度に該当する事業年度にあつては、第六十八条の百五の三第一項に規定する連結組合損失超過額)のうち、当該組合損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた事業年度(同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度。

以下この項において「適用年度」という。）から前事業年度等まで連続して法人税法第二条第三十一条に規定する確定申告書（以下この項において「確定申告書」という。）の提出（前事業年度等までの連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十一条の三に規定する連結確定申告書（以下この項において「連結確定申告書」という。）の提出）をしている場合（適用年度が前事業年度等である場合には、当該適用年度の確定申告書の提出（当該適用年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合）における当該組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額（前項の規定により前事業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第六十八条の百五の三第二項の規定により前事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの損金の額に算入された金額を控除した金額）をいう。

4 前項に定めるもののほか、法人が自己を合併法人とする適格合併により第一項に規定する組合員である被合併法人の当該組合員たる地位の承継をした場合における同項の規定の適用に関する事項その他同

項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十五第九項中「政令で定める不動産」を「不動産等（不動産その他の資産で政令で定めるものをいう。）」に、「不動産」を「不動産等」に、「が不動産」を「が不動産等」に改め、同条第十一項中「が不動産」を「が不動産等」に改める。

第六十七条の十六第三項中「掲げるもの」の下に「（次項において「特定短期国債」という。）」を、「規定する償還差益」の下に「（次項において「償還差益」という。）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定は、第五条の二第二項に規定する外国投資信託の受託者である外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける特定短期国債の償還差益については、当該外国投資信託が同項に規定する適格外国証券投資信託である場合に限り、適用する。

第六十七条の十七を次のように改める。

（分離振替国債の課税の特例）

第六十七条の十七 外国法人が第五条の二第一項に規定する特定振替機関等（以下この条において「特定

振替機関等」という。) 又は第五条の二第五項第四号に規定する適格外国仲介業者(以下この条において「適格外国仲介業者」という。)から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所(郵便局を含む。以下この条において「営業所等」という。)又は当該適格外国仲介業者の同項第五号に規定する特定国外営業所等(以下この条において「特定国外営業所等」という。)を通じて同項第六号に規定する振替記載等(以下この条において「振替記載等」という。)を受けている分離振替国債(社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。)の保有又は譲渡により生ずる所得を有する場合の当該分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得については、法人税を課さない。

2 外国法人が特定振替機関等又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる損失の額その他の政令で定める金額(以下この条において「損失額」という。)は、法人税法の規定の適用については、ないものとみなす。

3. 前二項の規定は、国内に恒久的施設を有する外国法人の分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得及び損失額でその者の国内において行う事業に帰せられるものについては、適用しない。

4. 第一項及び第二項の規定は、第五条の二第二項に規定する外国投資信託の受託者である外国法人の当該外国投資信託の信託財産に属する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得及び損失額については、当該外国投資信託が同項に規定する適格外国証券投資信託である場合に限り、適用する。

第六十八条の二第一項第一号中「新事業創出促進法第二条第三項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項」に改め、「中小企業者」の下に「（次号において「中小企業者」という。）」を加え、同項第二号中「新事業創出促進法第十一條の二第二項に規定する認定事業者」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の承認（同法第十条第一項の承認を含む。）を受けた中小企業者」に、「同項に規定する認定計画」を「同法第十条第二項に規定する承認経営革新計画」に、「新事業分野開拓」を「経営革新」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項中「書類」の下に「（前項第三号の規定の適用を受けようとする場合にあつては、同号の割合の計算に関する明細書）」を加える。

第六十八条の三の七第一項中「特定信託をいう。第六十八条の三の十」を「特定信託をいう。以下第六十八条の三の十四」に、「（第六十八条の三の十」を「（以下第六十八条の三の九」に、「（請求権のない株式等（第六十六条の六第一項に規定する請求権のない株式等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係るもの）を除く。以下この項において同じ。）に対応するものとして」を「に対応するものとしてその株式等（株式又は出資をいう。以下この項において同じ。）の第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して」に、「計算期間をいう。第六十八条の三の十」を「計算期間をいう。以下第六十八条の三の十四」に改め、同項第一号中「間接保有の株式等」の下に「（請求権のない株式等（第六十六条の六第一項第一号に規定する請求権のない株式等をいう。以下この号において同じ。）に係るもの）を除く。次号において同じ。」を加え、「株式又は出資」を「株式等」に改め、同条第二項中「及びこの項」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 外国関係会社 第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。

第六十八条の三の七第二項第二号中「五年」を「七年」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 直接及び間接保有の株式等 第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等をいう。

四 同族株主グループ 第六十六条の六第二項第四号に規定する同族株主グループをいう。

第六十八条の三の七第四項中「第六十六条の六第四項」を「第六十六条の六第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「前項」を「前二項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

第一項及び前項の規定は、第一項各号に掲げる特定信託に係る前項に規定する特定外国子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

第六十八条の三の七第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項各号に掲げる特定信託に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、

工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものも含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つているものである場合（次項において「固定施設を有するものである場合」という。）における第一項の規定の適用については、同項中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国子会社等の事業に従事する者的人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

第六十八条の三の八第一項中「留保金額の益金算入」を「課税対象留保金額に係る外国税額の控除」に改め、同条第二項中「課税対象留保金額」の下に「に相当する金額」を加える。

第六十八条の三の九第一項中「場合又は当該」を「場合、当該」に、「同項」を「同条第二項第一号」に、「額の支払（同号）」を「支払（第一号）」に改め、「限る」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「場合で」を「場合又は当該特定信託に係る第六十八条の三の十一第二項第一号に規定する外国関係

信託（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第四号に掲げる事実が生じた場合で」に、「五年以内に」を「十年以内に」に、「前五年以内の各計算期間」を「前十年以内の各計算期間」に、「同条第一項」を「第六十八条の三の七第一項」に、「又は当該外国関係会社」を「当該外国関係会社又は当該外国関係信託」に改め、同項第一号及び第三号中「額の支払」を「支払」に改め、同項に次の二号を加える。

四 当該特定信託の受託者である法人に対し当該特定信託の信託財産について行われる収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額

第六十八条の三の十の次に次の四条を加える。

（特定信託に係る特定外国信託の留保金額の益金算入）

第六十八条の三の十一 次に掲げる特定信託に係る外国関係信託のうち、その信託された国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における特定信託の各計算期間の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係信託に該当するもの（以下第六十八条の

三の十三までにおいて「特定外国信託」という。）が、平成十七年四月一日以後に開始する各外国計算期間（外国関係信託について法人税法第十五条の三第一項から第三項までの規定を適用するものとした場合のこれらの規定に規定する計算期間をいう。以下この項及び次項第二号において同じ。）において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び収益の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この項において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその特定信託の受託者である法人がその特定信託の信託財産として有する当該特定外国信託の直接及び間接保有の受益権に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下第六十八条の三の十三までにおいて「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その特定信託の収益の額とみなして当該各外国計算期間終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその特定信託の各計算期間の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である場合に

おける当該特定信託

二 特定信託の信託財産につき、その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である一の同族受益者グループに当該特定信託の受託者である法人が属する場合における当該特定信託（前号に掲げる特定信託を除く。）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係信託 第六十六条の九の二第二項第一号に規定する外国関係信託をいう。

二 未処分所得の金額 特定外国信託の各外国計算期間の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各計算期間の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各外国計算期間開始の日前七年以内に開始した各外国計算期間において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三 直接及び間接保有の受益権 第六十六条の九の二第二項第三号に規定する直接及び間接保有の受益権をいう。

四 同族受益者グループ 第六十六条の九の二第二項第四号に規定する同族受益者グループをいう。

3 第六十六条の九の二第二項の規定は、第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人について準用する。この場合において、同条第三項中「当該内国法人」とあるのは「当該特定信託」と、「計算期間の」とあるのは「外国計算期間（第六十八条の三の十一第一項に規定する外国計算期間をいう。以下この項において同じ。）」と、「計算期間終了」とあるのは「外国計算期間終了」と、「各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一条に規定する確定申告書」とあるのは「各計算期間（法人税法第十五条规定する計算期間をいう。）の特定信託確定申告書（同法第二条第三十二号に規定する特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

第六十八条の三の十二、前条第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人が当該特定信託につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該特定信託に係る特定外国信託の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。）の額のうち当該特定外国信託の課税対象留保金額に対応するもの（当該課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産について納付する控除対象外国法人税の額（同法第八十二条の七第一項に規定する控

除対象外国法人税の額をいう。以下第六十八条の三の十四までにおいて同じ。）とみなして、同法第八十二条の七（同法第一百四十五条の七において準用する場合を含む。）の規定を適用する。この場合において、同法第八十二条の七第四項中「額の全部」とあるのは、「額（租税特別措置法第六十八条の三の十二第一項（特定信託に係る特定外国信託の課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国信託の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産について納付するものとみなされる部分の金額を含む。）の全部」とする。

2 前条第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人が当該特定信託に係る同項の規定の適用に係る特定外国信託の課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、前項の規定により法人税法第八十二条の七第一項から第三項まで（同法第一百四十五条の七において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるときは、前項の規定により控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該特定信託の政令で定める計算期間の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の三の十三（第六十八条の三の十一第一項の規定の適用があつた特定信託に係る特定外国信託